

第4章 将来像を実現する4つの柱

1 健康で安心して暮らせるまち「大正」

(1) 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進



ア 現状と課題

大正区の高齢者人口（65歳以上）は平成27年と令和2年の国勢調査結果の比較で19,548人から19,826人と増加し、高齢化率も30.1%から32.2%と2%以上上昇しており、一人暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の増加に伴い認知症高齢者の総数も増加傾向にあります。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えている状況です。

このように少子高齢化の進行や社会経済状況の変化、地域におけるつながりの希薄化等を背景に、社会的孤立の広がり、市民生活における福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援が必要でありながら適切な支援につながらない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

今後の地域福祉のめざすべき方向性として、地域に暮らす全ての人が自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくために、地域の強みである発見力と見守り力、専門職の強みの双方を生かせるネットワークづくりと包括的な支援体制を構築する必要があります。

イ めざすべき将来像

「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、区民ニーズや地域特性に応じた地域福祉を推進するための計画である地域福祉ビジョンに基づく地域福祉が推進され、地域から孤立せずその人らしい生活を送れるように気にかける地域づくりが進んでいる状態

かつ「互いにつながり支え合うことにより、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に取り組み、包括的な支援体制が確立されている状態

ウ 施策

区民、地域活動団体、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を分担し、連携・協力していくことが必要であり、その理念に基づいて策定した「地域福祉ビジョン」に基づき地域福祉を推進します。

なお、令和4年度に中間見直しを行った「地域福祉ビジョン」は令和6年度までの計画となっているため、令和6年度には改定を行い、新たな地域福祉ビジョンにつなげていきます。

エ 施策目標

「互いにつながり支え合うことにより、だれもが自分らしく安心して暮らせるまちであると感じる」と回答した割合（区民意識調査）

【現状値】令和4年度 59.3%→令和5年度 67.9%

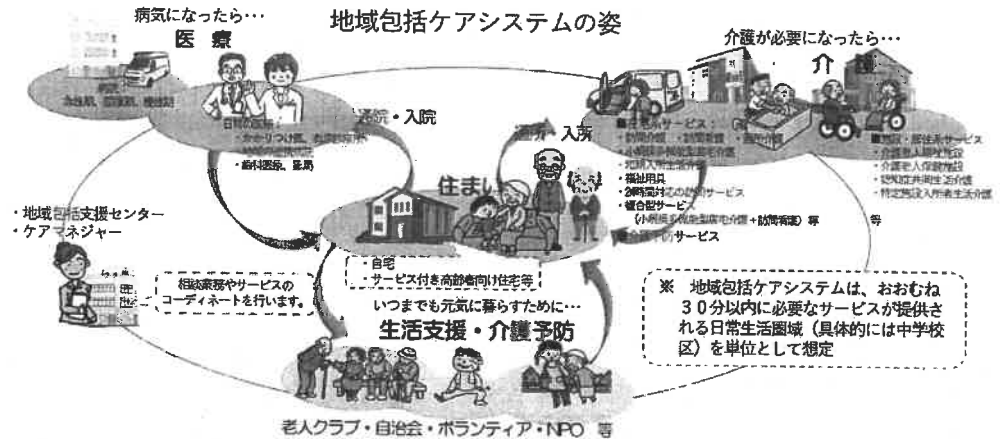
【目標値】令和6年度 70%

（令和7年度の目標値については、地域福祉ビジョンの改定後に令和6年度の実績を踏まえて設定します。）

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア) 地域包括ケアシステムの構築



1

(イ) 障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実

- ・障がいのある方、その家族、事業所等を対象に無料相談会(毎月)を実施
- ・困難事例や情報を共有し、関係機関の支援体制を整える(自立支援協議会)

(ウ) 日ごろの見守り活動体制の構築

- ・区内全10地域で「日ごろの見守り」体制の構築
- ・日ごろの見守りから「いざという時の見守り体制」(災害発生時の避難支援)への連携
- ・民間企業と連携した見守りの実施



日ごろの見守り

(エ) 地域福祉施策・事業にかかる専門職等からの意見聴取(地域福祉推進会議)

(2) 総合的な相談支援体制の構築



ア 現状と課題

ひとつの世帯で複合的な課題（高齢者・障がい者・こども・生活困窮等複数の福祉施策で解決すべき問題）を抱え、既存の相談支援の仕組みでは解決できない支援困難事例については、それぞれの施策分野ごとの支援関係機関が関わってはいるものの、機関間の連携が不十分なため、包括的で適切な支援となっていない場合があります。

そのため、区役所が調整役となり、分野横断的な連携によって、どこからアクセスしても包括的な支援につなぐことができる「ワンストップの相談支援」の構築や自ら支援を求めることが困難な世帯へはアウトリーチ¹²での対応を図り、早期発見、迅速な支援につなげています。

イ めざすべき将来像

支援を必要とする世帯が、包括的な支援を受けられる状態

ウ 施策

支援関係機関等の「顔の見える関係づくり」を推進し、連携の強化を図ることにより、相談支援体制の充実をめざします。また、支援関係機関等の連携により、支援を必要とする世帯に対し、包括的な支援を提供していきます。

エ 施策目標

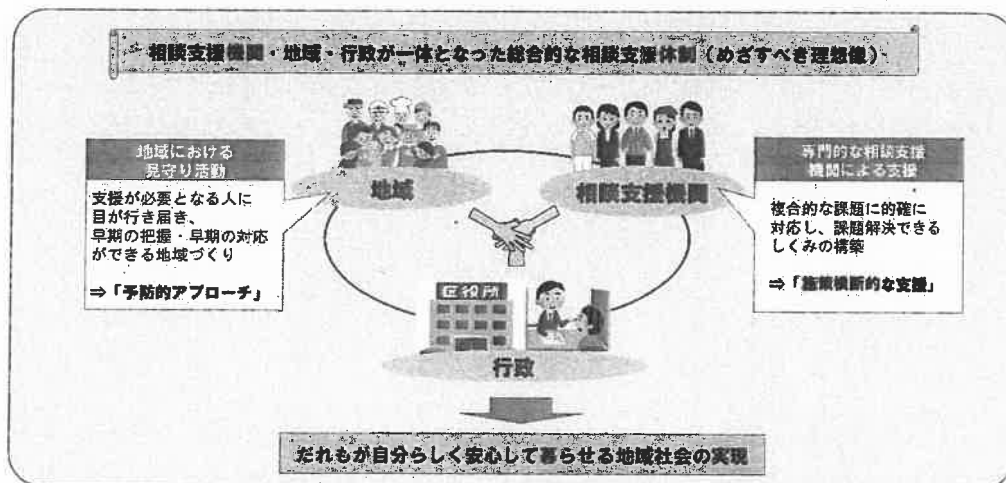
複合的な課題を有する相談事例について、支援関係機関等の連携による包括的な支援につなげることができた割合

【現状値】令和3年度 100%→令和4年度 100%

【目標値】令和7年度 100%

オ 主な事業・業務計画

（詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。）



（ア）地域包括ケアシステムの構築

（イ）障がい者・高齢者への虐待防止

・ 障がい者、高齢者の虐待対応、障がい者、高齢者虐待防止連絡会の開催

¹² 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること

- (ウ)障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実（自立支援協議会）
 - ・地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するための協議会の開催
- (エ)児童への虐待対応・防止
 - ・家庭児童相談（心理相談含む）
- (オ)生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事業）
 - ・生活困窮者を早期に把握し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する自立相談支援機関窓口による相談対応
- (カ)生活困窮者への支援体制の強化
 - ・関係機関との会議による連携・支援方法の検討

(3) 健康寿命の延伸

ア 現状と課題



大阪市では「すこやか大阪 21(第3次)」において健康寿命の延伸を全体目標とし、生活機能の維持・向上、ライフステージ¹³に応じた生活習慣の改善、健康を支え守るための地域づくりを基本的な方向性としています。

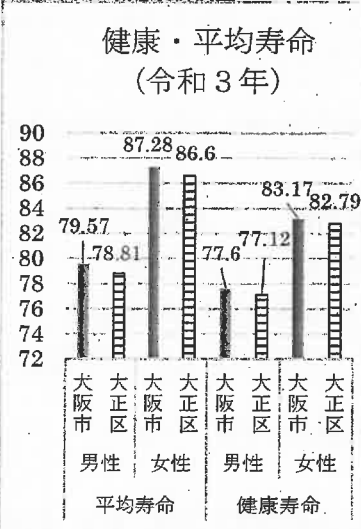
また、これらは「大阪・関西万博」のサブテーマである「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」につながるものでもあります。

大正区においては、大阪市で2番目に高齢化率が高く、区民の健診の受診率についても、胃がん検診、大腸がん検診を除いて大阪市平均より低い状況にあります。

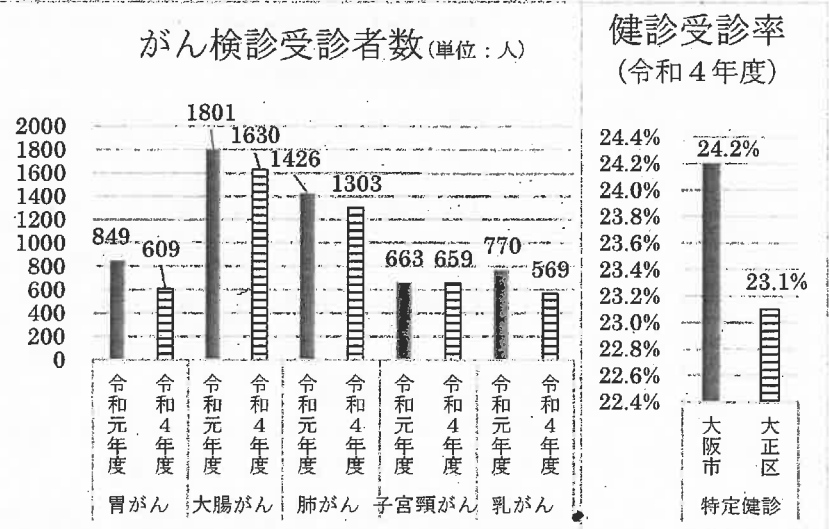
また、喫煙率も高く、多量に飲酒される方も多いことから、これらが平均寿命・健康寿命ともに大阪市平均を下回る一因になっていると考えられます。こうした現状の改善に向けた取組を進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルスの影響による受診控え等により、がん検診の受診者数¹⁴が減少しているため、まずは、感染症拡大前である令和元年度の水準よりも高めていく必要があります。

大阪市人口動態統計調査



大阪市国民健康保険特定健診法定報告用データ、大阪市調



イ めざすべき将来像

区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、積極的に社会参加することで健康を維持している状態

ウ 施策

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、区民の生活習慣の改善を促すとともに特定健診・がん検診の受診勧奨による受診率の向上を図ります。

また、「大阪・関西万博」に向けて「受動喫煙ゼロ」をめざす大阪府の方針を踏ま

¹³ 人生の変化を節目で区切ったそれぞれの段階

¹⁴ ここで示すがん検診受診者数は、全住民のうち大阪市が実施するがん検診を受けた人数であり、職場でのがん検診や任意の人間ドック等は含まない。(大阪市では、職場等でがん検診を受ける機会がない方を対象としてがん検診を実施している。)

え、喫煙率改善のための取組を行います。これらを通じ、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざします。

エ 施策目標

(ア)「食生活の改善に取り組んでいる」と回答した割合(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 44.4%→令和5年度 42.3%

【目標値】令和7年度 45%

(イ)「健康の維持・増進に主体的に取り組んでいる」と回答した割合(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 77.2%→令和5年度 75.7%

【目標値】令和7年度 80%

(ウ)特定健診受診者の喫煙率

【現状値】令和3年度 男性：33.6%、女性 13.5%

→令和4年度 男性：35.5%、女性 12.0%

【目標値】令和7年度 男性：30%、女性 10%

(エ)特定健診受診率、がん検診受診者数

・特定健診受診率

【現状値】令和3年度 22.5%→令和4年 23.1%

【目標値】令和7年度 30%

・がん検診受診者数

令和6年度よりがん検診(胃がん)の対象者は40歳以上から50歳以上に変更になります。

【現状値】令和4年度 胃がん 545名(50歳以上)、大腸がん 1,630名、肺がん 1,303名、子宮頸がん 659名、乳がん 569名

【目標値】令和7年度 胃がん 705名以上、大腸がん 1,801名以上、肺がん 1,426名以上、子宮頸がん 663名以上、乳がん 770名以上

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)がん・生活習慣病予防対策の推進

・地域健康講座・健康相談の開催、禁煙啓発、生活習慣病予防(食事、飲酒、睡眠、運動等)の啓発

(イ)食育の推進

・食育講座、食育展の開催

(ウ)区民の健康増進及び健康づくりの人材育成

・健康づくり、介護予防、禁煙等の連続した健康講座の開催



健康体操



健康展

(4) 適切な生活保護の実施

ア 現状と課題



大阪市の生活保護の状況は、平成 30 年度からの比較では減少傾向にありますが、当区においては、やや減少しているものの大阪市より減少の幅は緩やかな傾向にあります。(令和 5 年 10 月現在保護受給率 大阪市 7.26% 大正区 8.85%)

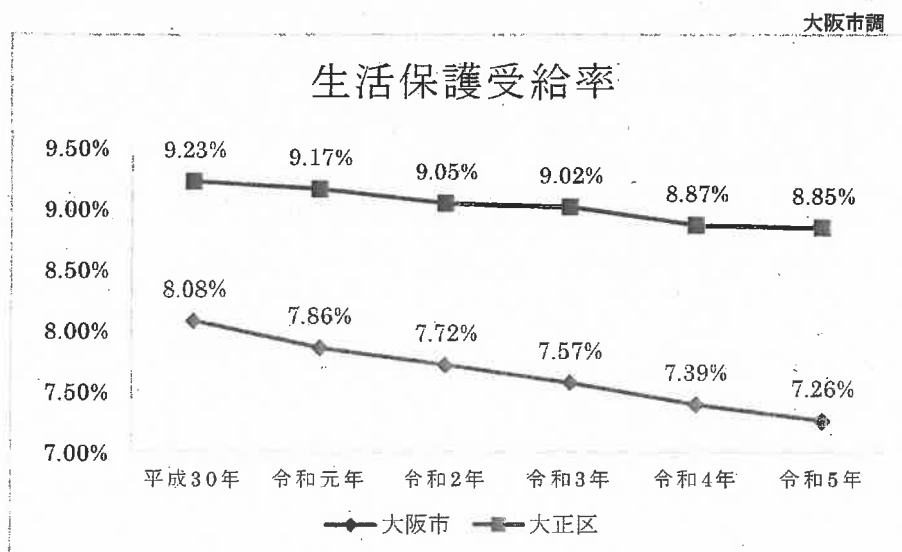
生活保護制度は生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としていることから、支援が必要な方に対して適切に保護を行うことはもちろんのことですが、1 日も早く自立できるよう支援を行っていく必要があります。

当区では、就労支援事業として、民間事業者に委託している「総合就職サポート事業」とハローワークの常設窓口を活用する「生活保護受給者等就労自立促進事業」を行っています。

稼働能力がありながら不就労である就労支援対象者が就労支援事業を利用した活用率は、令和 2 年度 74.3%、令和 3 年度 78.3%、令和 4 年度 71.3%であることから、稼働能力の活用が必要な受給者に対する就労支援が一定以上行われています。

しかし、就労支援対象者は、これまで就労経験がない等社会性に問題のあるケースも多く、就労しても短期間で離職をしてしまうため、就労への意欲喚起や継続就労に向けた効果的な支援により、定着率を向上させる必要があります。

また、未申告就労等の不正受給が発覚するケースがあり、生活保護制度への市民の信頼を得るためには毅然と対応する必要があります。



イ めざすべき将来像

適正かつ迅速に生活保護が実施され、速やかな就労支援により自立を促されている状態

ウ 施策

生活困窮者自立相談支援窓口（インコス大正）や地域包括支援センター等関係機関と連携し、自立を促す適正な支援を行うとともに、不正受給に対する厳正な対応を行います。

また、ケースワーカーや査察指導員の指導援助技術を向上させ、職員全体のレベルアップを図ることができるよう、研修の実施とともに、業務の標準化・マニュアル化を進めていきます。

エ 施策目標

稼働年齢世帯数に対し、自立廃止した世帯数の割合

【現状値】令和3年度 3.5%→令和4年度 2.3%

【目標値】令和7年度 3.5%以上

オ 主な事業・業務計画

（詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。）

（ア）適正な保護の実施

（イ）生活保護担当職員のスキルアップ（職員の質向上）
に向けた研修の実施



3 こどもの未来が輝くまち「大正」

(1) 安心して子育てできる環境づくり



ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行や都市化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一層、地域コミュニティが希薄化し、子育て世帯を取り巻く環境が変化する中で、家庭や地域における子育て世帯の機能の低下、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じています。

また、児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、深刻な状況となっています。

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けたこどもが自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要となっています。

大正区では、妊娠期から乳幼児健康診査においては保健師等による子育て相談を窓口、子育て支援室においては、家庭児童相談や子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て情報を発信しています。また、こどもとその世帯への気づきを保健福祉の支援につなげる「就学前（4・5歳児）こどもサポートネット事業」及び「こどもサポートネット事業」を実施しており、妊娠期から切れ目ない支援体制である「大正区版ネウボラ¹⁸」を進めてきました。

その中で、こどもの発達特性に応じた保護者の関わり方や家庭状況によるこどもへの影響が課題として見えてきました。

子育て中においては、喜びを感じることもあれば、こどもの年齢や個性に応じて思うようにいかない不安が生じたり、家庭のライフスタイルに応じた利用できる支援制度がわからないことにより、家庭だけでは、問題が解決しにくいこともあります。

こういったことから、多様な保育サービスの内容やその利用方法、支援制度に関する情報について、広報紙、ホームページ、SNS（フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、ライン、インスタグラム）等を通じて発信を引き続き行い、今後はさらに、ICT¹⁹を活用した子育てにおける様々な相談の受付の導入等についても充実・強化を図っていく必要があります。

イ めざすべき将来像

こどもや家庭に寄り添った支援を行い、安心して子育てができる状態

ウ 施策

令和6年4月より、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉双方の連携・協働を深め、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行うことで相談支援体制の充実・強化を図る目的でこども家庭センターの運営が開始されます。

区内の保育施設等へ積極的なアウトリーチ（訪問支援）を行い、こどもや家庭の状況を把握するとともに、関係機関が連携し早期対応・継続支援につながるようこ

¹⁸ フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味

¹⁹ インターネットを通じて情報をやり取りする技術

れまで以上に個別支援ケースへの取組を重点的に行い、各保育施設等への子育て情報・相談窓口の広報や啓発活動を充実させ「大正区版ネウボラ」の仕組みの充実・強化をより一層図ります。

ICT を活用した子育て支援に関する情報発信機能の充実・強化を図るとともに、現状、構築した地域や保育施設等との子育ての関係機関とのネットワークを活用し、乳幼児期からの生活や健康状況を把握し、養育環境が深刻化される前に家庭の育児をサポートし、安心して子育てできる支援体制の充実を一層進めていきます。

エ 施策目標

(ア)把握した要支援世帯について支援機関につないだ割合

【現状値】令和3年度 100%→令和4年度 100%

【目標値】令和7年度 100%

(イ)「子育て相談窓口が区役所にあることを知っている」と回答した割合

(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 53.1%→令和5年度 50.0%

【目標値】令和7年度 70%

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)プレパパ・プレママレッスンの開催

・出産を迎えるパパ・ママへのセミナーの開催

(イ)乳幼児健康診査等の実施

(ウ)児童への虐待対応・防止

・要保護児童対策地域協議会の運営

・家庭児童相談（心理相談含む）

・ヤングケアラー相談窓口

・サポートプランの作成

(エ)子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て支援

・教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援の実施

(オ)「こどもサポートネット」の実施

・学校において支援の必要なこども（世帯）を発見する仕組みを活用し、必要な支援へつなぐ。

(カ)就学前（4・5歳児）こどもサポートネット事業（大正区版ネウボラ）

・妊娠期から小学校への切れ目のない支援につなぐ「大正区版ネウボラ」の仕組みを活用し、4、5歳児の状況を把握の上、必要な支援につなぐ。

(キ)保育所入所事務

(ク)子育て支援機関とのネットワーク強化

・保健師、栄養士による育児相談、

子育て支援機関との情報共有

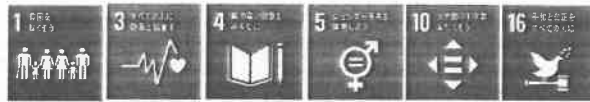


子育て応援フェア



子育て応援フェア

(2) 未来を生きる力を育む環境づくり



ア 現状と課題

平成 28 年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」においては、「世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、学習理解度に影響を与えていること」や、「ひとり親家庭の経済状況が厳しいこと、若年出産の世帯が貧困に陥るリスクが高いこと」等の実態が明らかとなっています。

このことは、支援が必要なこどもや子育て世帯には複合的な課題が存在することが多いという背景があり、こういった状況に対応するには、こどもとその世帯の両方に着目し、こどもが多く時間を過ごす学校と、保健福祉制度等の行政窓口である区役所や地域・関係機関と連携する必要があると考えられます。

平成 30 年度から市立小学校、中学校等において、課題を抱えたこどもや子育て世帯を発見し、区役所と学校園が連携し、教育分野、保健福祉の制度、及び地域・関係機関への適切な支援につなぐ「こどもサポートネット事業」を実施しています。

とりわけ学習や登校の支援が必要とされた児童・生徒に対しては大正区独自の取組である「学習・登校サポート事業」により、こども一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。しかしながら、不登校等の課題を抱えるこどもについては支援につながりにくい傾向が見受けられることから、このようなこどもに対してアプローチしていく必要があります。

さらに、こどもを取り巻く新たな課題のひとつとして、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題についても、本人や関係者の相談につながるよう取り組んでいく必要があります。

イ めざすべき将来像

生きる力を育み、こどもたちが様々な困難を乗り越え、社会の中で自立していける状態

ウ 施策

「こどもサポートネット事業」と「学習・登校サポート事業」を一体のものとして取組を実施します。加えて不登校等の課題を抱える支援につながりにくい複雑で困難な課題を抱えるこどもに対して、家庭・学校以外の第三の「居場所」につなぐ等の適切な支援を行います。

また、居場所づくり等、地域でこどもを見守り支援するため、区内の関係機関等と連携し、地域や団体へ必要な情報を提供する等のサポートを行っていきます。

さらに、ヤングケアラーとなっているこどもに対して、地域団体や関係機関等と緊密に連携のうえ、適切な支援を行っていきます。

エ 施策目標

(ア) 「こどもサポートネット事業」により、支援につながった割合

【現状値】 令和 3 年度 82.9%→令和 4 年度 99.5%

【目標値】 令和 7 年度 90%→100%

(イ)地域の居場所づくりにあたっては、地域の関係者へ必要な情報を提供する等サポートを行い、各地域で居場所が設置されている状態をめざす。

【現状値】令和3年度 6/10 地域→令和4年度 7/10 地域

【目標値】令和7年度 10/10 地域

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)「こどもサポートネット」の実施

・学校において支援の必要なこども(世帯)を発見する仕組みを活用し、必要な支援へつなぐ。

(イ)区独自スクールソーシャルワーカー²⁰の活用事業

・課題を抱える児童・生徒及び家庭へのスクールソーシャルワーカーによるアセスメント²¹・支援の実施

(ウ)民間事業者を活用した課外学習支援事業

・民間事業者の学習支援のノウハウを活用した放課後課外学習事業の実施

(エ)基礎学力向上支援事業

・学校ごとの課題に応じた教材の配付

(オ)学習・登校サポート事業

・こどもに対する家庭・学校以外の「居場所」の提供

(カ)つつじサポーター(大正教育活動協力隊)の活用

・授業中や放課後等に学習支援を行う学力向上支援サポーターや学校図書館の図書館支援ボランティアの募集

(キ)就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業(大正区版ネウボラ)

・妊娠前から小学校への切れ目のない支援につなぐ「大正区版ネウボラ」の仕組みを活用し、4、5歳児の状況を把握の上、必要な支援につなぐ。

(ク)児童への虐待対応・防止

- ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ・家庭児童相談(心理相談含む)
- ・ヤングケアラー相談窓口
- ・サポートプランの作成



学習・登校サポート事業

²⁰ 課題を抱える子どもや家庭に対して、学校や地域・関係機関と連携のうえ、専門的知識を持って福祉的な助言や支援などを行う専門職

²¹ 「人やものごとを客観的に評価・分析すること」を意味する言葉で、課題を抱える児童・生徒及び家庭に関する情報を収集し、総合的に理解することにより、どのように支援をしていくかを判断すること